

いわての木があふれる空間づくり事業補助金【3次募集】

県民の皆さんが県産木材の良さに触れる機会を創出し、県産木材の利用について普及を図るため、民間商業施設等において、県産木材を使用した内装・外装の木質化、木製品の導入を実施する事業者を公募し、普及・PR効果の高い事業に対し、その経費の一部を補助します。

本事業への申請を希望される場合は、事前に林業振興課にご相談ください。

対象者

岩手県内に本店を置く法人等で、次の全てに該当する民間事業者

- 補助金交付申請時点で、岩手県「木づかい宣言」事業者に登録されている民間事業者であること。
- 県産木材利用の普及を目的として県が行う情報発信（県ホームページ掲載等）の取組に協力できること。

補助対象となる施設

民間事業者が県内で運営又は管理する施設で、不特定多数の県民が利用する民間商業施設等

<施設の例> 物品販売業又はサービス業を営む店舗、飲食店、金融機関、ホテル・旅館 等

※外部の有識者による選定委員会において普及・PR効果が高い事業を選定します。

補助対象経費・補助率

区分	補助対象経費	補助率	補助額の上限
内装・外装の木質化	県産木材の使用に係る木工事費（材料費、労務費等）	2分の1 以内	200万円
木製品の導入	県産木材を使用した木製品（テーブル、いす、棚、遊具、玩具等）の導入に係る購入費、加工費、設置費等		100万円

※内装・外装の木質化、木製品の導入の事業を重複して申請することはできません。

※3次募集では、事業着手から事業完了までの期間が短いことから、木造化は対象外とします。

<対象施設に関する要件>

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月15日までに工事等が完了すること。 ・完成した施設・木製品の見学会等を行い、県産木材利用の普及に関する情報発信を行うこと。 ・県産木材の良さ、利用の意義に係るパネル等を設置し、県産木材利用の普及を行うこと。 等
内装・外装 の木質化	・補助事業に係る総木材使用数量の80%以上に県産木材を使用すること。
木製品の 導入	・補助事業に係る総木材使用数量の80%以上に県産木材を使用すること。

募集期間

令和4年9月26日（月）～令和4年11月2日（水）午後5時 ※必着 郵送又は持参
申請書様式については、県ホームページからダウンロードできます。

県トップページ>産業・雇用>林業

>木材>いわての木があふれる空間づくり事業

申込み・問合せ先

岩手県 農林水産部 林業振興課 林業・木材担当

TEL 019-629-5772 FAX 019-629-5779

E-mail AF0010@pref.iwate.jp

<補助事業の流れ>

事業
計画
書
提出

対象
事業
の
採
択

補助
金
交
付
申
請

補助
金
交
付
決
定

事業
着
手

※やむを得ず補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、県に協議してください。

